

国土交通省同時発表

平成30年2月20日

路線バスを活用した貨客混載・共同輸送を初認定！

～物流効率化と地域住民の生活サービス向上を実現～

九州運輸局は本日、改正物流総合効率化法第4条第4項の規定により、宮崎交通（株）、日本郵便（株）、ヤマト運輸（株）が共同で実施する、バスの貨客混載・共同輸送の総合効率化計画について初めて認定しました。

国土交通省及び九州運輸局では、物流分野における労働力不足や多頻度小口輸送の進展等を背景とする物流分野における省力化・効率化・環境負荷低減を推進するため、2以上の者が連携した幅広い物流効率化の取り組みを支援しております。



今回認定した計画は、宮崎交通、日本郵便、ヤマト運輸の3者による**バスの貨客混載・共同輸送事業**で、バスを活用した貨客混載はこれまでも事例がありましたが、**複数事業者の貨物を同一便で共同輸送するのは全国で初めての取り組み**となります。

計画では、日本郵便が西米良村にある村所郵便局から西都市にある西都郵便局まで、これまで軽貨物車両にて一日3往復輸送を行っていたところ、このうち片道1輸送について、すでに宮崎交通とヤマト運輸が実施している貨客混載便（一日2往復）のうち1便（村所→西都バスセンター間）を**共同で利用**するもので、**本日から運行を開始**いたします。

この取り組みにより、CO₂排出削減量は年間12.7t-CO₂、運転時間削減は年間377.5時間の効果が見込まれます。

国土交通省及び九州運輸局では、引き続き事業者の皆様と連携しながら、総合効率化計画の認定を通じ、物流の効率化に取り組んでまいります。

なお、事業の詳細については、別紙もあわせてご参照下さい。

【問い合わせ先】

（認定事業の概要について）

九州運輸局 交通政策部 環境・物流課

担当： 金平（かねひら）、東（ひがし）

電話：092-472-3154 FAX：092-472-2316

（物流総合効率化法について）

国土交通省 総合政策局 物流政策課 森崎、近藤、森田

代表：03-5253-8111（内線53-334） 直通：03-5253-8799 FAX：03-5253-1559

運輸と観光で九州の元気を創ります



九州運輸局

【事業概要】一般路線バス(宮崎交通 西都BC~村所線)を活用した貨客混載・共同輸送

実施事業者

宮崎交通(株)
日本郵便(株)
ヤマト運輸(株)

事業内容

日本郵便は、西米良村(にしめらそん)地域から出される郵便物等について、村所郵便局~西都郵便局間の輸送を軽貨物車を利用して1日3往復実施しているところ、そのうち片道1輸送について、既にヤマト運輸が実施している貨客混載バスの空きスペース等を活用し、村所バス停~西都バスセンター間について、貨客混載・共同輸送を実施する。

実施前

西米良村

村所郵便局

周辺地域の郵便物等を集荷・配達

91.2km、150分、3往復/日

西都市

西都郵便局

西米良村周辺の郵便物等を仕分け・配達



片道1回
45.6km / 75分
の輸送を転換

実施後

西米良村

村所郵便局

周辺地域の郵便物等を集荷・配達

他業務へ

西都市

西都郵便局

西米良村周辺の郵便物等を仕分け・配達



17:00発

18:31着



村所バス停

西都バスセンター

すでに実施済の内容

ヤマト運輸
西米良地区拠点

宮崎交通の一般路線バスを活用(貨客混載)
日本郵便の貨物とヤマト運輸の貨物を共同輸送

ヤマト運輸
西都センター

特徴

- 地方バス路線(ローカル路線で利用率の低い路線)の輸送力の有効活用
- 集荷・発送時間の関係で一部時間帯で2台必要だった集配車両を1台に削減
- 持ち込み締切時間の延長によるサービスレベルの向上

効果

- CO₂排出削減量 約12.7t-CO₂/年(46.2%削減)
- 運転時間省力化 377.5時間/年(50%削減)
- 地方バス路線の経営改善(安定的な収入の確保)

【路線概要】一般路線バス(宮崎交通 西都BC~村所線)を活用した貨客混載・共同輸送

